

三股町障害者就労施設等からの物品等調達方針

1. 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、本町における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を策定する。

2. 用語の意義

本方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3. 適用範囲

本方針の適用範囲は、町の全ての機関が発注する物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達とする。

4. 調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は、物品等の調達が可能な「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）」に基づく以下の事業所・施設等とする。

- (1) 就労移行支援事業所
- (2) 就労継続支援事業所（A型・B型）
- (3) 生活介護事業所
- (4) 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）
- (5) 地域活動支援センター

5. 調達の対象となる物品等

本方針により調達を推進する障害者就労施設等が供給する物品等は、以下に掲げるものとする。

(1) 物品

消耗品、印刷物、各種記念品、食料品、その他障害者就労施設等が提供することが可能な物品

(2) 役務

クリーニング、清掃・除草作業、情報処理、その他障害者就労施設等が提供することが可能な役務

6. 調達目標額

障害者就労施設等からの物品等の調達については、前年度の実績を上回ることを目標とする。

7. 調達の推進方法

(1) 福祉課は、障害者就労施設等から提供可能な物品等についての情報の収集を行い、各部署に対して情報提供する。

(2) 各部署は、予算の適正な執行に配慮しつつ、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）や三股町財務規則（平成28年三股町規則第8号）など関係規定に従い、随意契約制度を活用しながら可能な限り予算の適正な執行に配慮しつつ障害者就労施設等からの調達に努めるものとする。

(3) 各部署は、物品等の調達に当たっては、障害者就労施設等の障がい特性等に留意した納期を設定するなどの配慮に努める。

(4) 福祉課は、障害者就労施設等に対して、物品等の品質向上や新商品の開発のほか、物品等に関する

る情報提供や供給の円滑化などについて主体的な取組を促す。

8. 調達実績の公表

調達実績については、年度終了後、速やかに取りまとめを行い、町ホームページ等で公表する。

9. その他

(1) 本町と業務委託契約（指定管理委託契約を含む。）を締結している相手方、管理運営費補助金の交付先等に対しても、施設等からの物品等の調達について理解と協力を求める。

(2) 職員は、庁舎内での障害者就労施設等の物品販売の受け入れについて配慮する。

10. 当該方針に基づく窓口

この方針の窓口は、福祉課とする。

付則

本方針は、令和4年4月1日から施行する。

調達実績

(単位：円)

年度	役務	物品	合計
平成 27 年度	2,663,000	13,780	2,676,780
平成 28 年度	2,177,053	11,000	2,188,053
平成 29 年度	1,947,164	10,950	1,958,114
平成 30 年度	1,861,036	12,100	1,873,136
令和元年度	1,699,218	10,450	1,709,668
令和 2 年度	1,690,700	8,800	1,699,500
令和 3 年度	1,605,527	8,800	1,614,327